

太陽光発電設備をお持ちの方

固定資産税（償却資産）の申告はお済みですか

太陽光発電設備を設置して売電事業を行う場合、その設備は事業用資産（償却資産）として、固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況をその年の1月31日までに申告していただく必要があります。

次の「1 申告対象者」および「2 申告対象となる償却資産の例」をご確認いただき、申告対象となる場合は、申告書を送付しますのでご連絡ください。

1 申告対象者

所有者	10kW以上の太陽光発電設備 （余剰売電・全量売電）	10kW未満の太陽光発電設備 （余剰売電）
個人(住宅用)	申告が必要です。	償却資産に該当しませんので、申告は不要です。
個人(事業用) 法人	申告が必要です。	

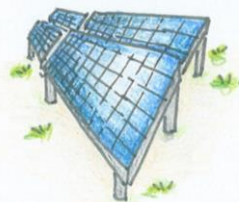
2 申告対象となる償却資産の例

太陽光パネルの設置方法	償却資産として申告が必要な設備
架台に乗せて屋根に設置	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、フェンス など
家屋以外の場所に設置	
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置（※）	接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計 など

※ 家屋に一体の建材として設置した場合、太陽光パネルは家屋として評価しますので、償却資産の申告は不要です。

3 申告に必要なもの

- ・ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・ 種類別明細書（増加資産用・全資産用）
- ・ 本人確認書類の写し ※法人の場合は不要です。
- ・ 特例適用申告書 ※特例適用申請者のみ
- ・ その他 申告内容によっては、取得価額がわかる書類等の提出をお願いする場合があります。



裏面あり

4 税額・納付について

固定資産税（償却資産）はご提出いただいた申告書に基づき計算し、取得された翌年度（1月1日取得はその年度）から課税します。申告が遅れた場合でも遡って課税します。

(1) 税 額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額×税率（1.4%）

課税標準額が150万円未満は課税されません。

【計算例】

取得年月：令和2年2月、取得価額：10,000,000円、耐用年数：17年
（減価残存率1年目0.9365、2年目以降0.873）

令和3年度分	課税標準額 10,000,000円×0.9365＝9,365,000円 税額 9,365,000円×1.4%＝131,110円
令和4年度分	課税標準額 9,365,000円×0.873＝8,175,645円 税 額 8,175,645円×1.4%＝114,459円

※計算例のため実際の税額とは異なります。

(2) 納 付

納税通知書及び納付書は毎年5月に送付します。納期は4期（5月、7月、9月、11月）です。

申告期限後に申告されると、申告時期によっては、一括で納付していただく場合があります。

5 その他

売電収入については、所得税や町県民税の申告が必要となる場合があります。

申告にご協力ください

申告期限は毎年1月31日です。

前年度申告された方や各種調査で事業の開始などを把握できた方に、毎年12月下旬に申告書を送付しております。

新規に事業を開始された方などで申告書が届かない場合は、ご連絡くださるようお願いいたします。

問い合わせ

階上町税務課賦課グループ TEL 0178-88-2129